

# 自転車貸付事業者等説明会

## 1. 開会

## 2. 説明事項

- (1) 「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」及び「長野県自転車活用推進計画」について
- (2) 自転車損害賠償保険等への加入義務化について
- (3) 長野県自転車貸付事業者登録制度について

## 3. 質疑応答

## 4. 閉会

※ 閉会后、自転車貸付事業者登録申請書の受付や相談をお受けします。



長野県自転車安全・安心PRキャラクター 風野りん  
イラスト/雨宮理真

### 【問合せ先】

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課  
交通安全対策係

小松 幹典、藤室 法子、玉城 恵子

(電話) 026-235-7174 (直通)

(FAX) 026-235-7374

(E-mail) [kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp](mailto:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp)

# 『長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例』について

長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課

## 1 目的

基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で快適な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車による事故のない安全で安心な県民生活を確保し、及び自転車の利用を促進することを目的とする。

## 2 基本理念

- (1) 自転車の利用に関する安全で安心な県民生活の確保は、県、自転車を利用する者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車による事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。
- (2) 自転車の利用の促進は、本県の特長に鑑み、自転車の利用が、健康の増進、環境への負荷の低減及び観光の振興に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

## 3 県、関係者の責務等

### (1) 県等の責務

対象者	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車の利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施</li><li>○ 国、市町村、事業者その他の関係者と緊密な連携</li><li>○ 自転車の安全な利用及び利用の促進に関する広報・啓発</li><li>○ 市町村が自転車活用推進計画を策定する際の支援</li></ul>
自転車運転者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車関係法令の遵守、歩行者・他の自転車運転者等の通行への配慮</li><li>○ 自転車の定期的な点検・整備、事故被害を軽減するための器具の使用</li></ul>
自転車利用事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 従業者への自転車関係法令の遵守に関する教育</li><li>○ 自転車の定期的な点検・整備</li></ul>
自転車貸付事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸し付ける自転車の定期的な点検・整備、適切な保管</li></ul>

### (2) 市町村等の役割

対象者	内 容
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車の利用に関する施策での国、県等との連携協力</li><li>○ 地域の実情に応じた交通安全教育の実施</li></ul>
県 民 等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車の安全な利用に関する理解を深めるための知識の習得等</li><li>○ 国、県、市町村が実施する自転車の利用に関する施策への協力</li><li>○ 自転車の安全な利用</li></ul>
学校等の長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童、生徒等が自転車を安全に利用するための必要な教育の実施</li></ul>
交通安全団体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係法令の遵守に関する啓発など自転車事故の防止のための活動</li></ul>

※ 上記の県以外の対象者については、「努める旨」を規定

### (3) 遵守事項等

自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車、自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮に努める。

## 4 施策の基本的事項

### (1) 自転車活用推進計画

自転車の安全な利用、自転車を安全で快適に利用できる環境の整備及び本県の特長を生かした自転車の利用の促進に関し、総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的な施策を定める。

### (2) 推進体制の整備等

- 県は、市町村、県民、事業者等と連携を図り、自転車の安全で快適な利用を推進する体制を整備し、自転車活用推進計画に基づく施策を推進する。
- 毎年、自転車活用推進計画に基づく施策の実施状況について評価、公表を行う。

### (3) 自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保のための対策の推進

県は、市町村、学校等の長、交通安全団体などと連携協力し、学校等における交通安全教育の推進はじめ自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保のための対策を推進する。

### (4) 自転車損害賠償保険等の加入の義務化等

対象者	内 容
自転車運転者	○ 自転車損害賠償保険等への加入
保 護 者	○ 監護する未成年者が運転する自転車の自転車損害賠償保険等に加入
自転車利用 事業者	○ 事業活動で利用する自転車の自転車損害賠償保険等に加入
自転車貸付 事業者	○ <u>自転車損害賠償保険等に加入している自転車による貸付けの実施</u>
自 転 車 小 売 業 者	○ 自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認 ○ 加入が確認できない場合の自転車損害賠償保険等の情報提供と加入の勧奨

- 県は、自転車損害賠償保険等の加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等を行う。
- 交通安全団体及び保険者は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便を図るため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等に努める。

### (5) 道路以外で自転車を利用する場合の環境保全等への配慮

道路以外の場所における自転車の利用に当たっては、当該利用に係る利用者又は事業者は、自転車の安全な利用、自然環境の保全等への配慮に努める。

### (6) 自転車貸付事業者の登録制度

自転車損害賠償保険等に加入している自転車貸付事業者で、自転車の安全な利用に関する情報提供等の知事が定める基準に適合している者は、登録を受けることができる。

## 5 施行期日

公布の日。ただし、「自転車損害賠償保険等の加入の義務化等」及び「自転車貸付事業者の登録制度」については、令和元年10月1日。

# 長野県自転車活用推進計画【概要版】

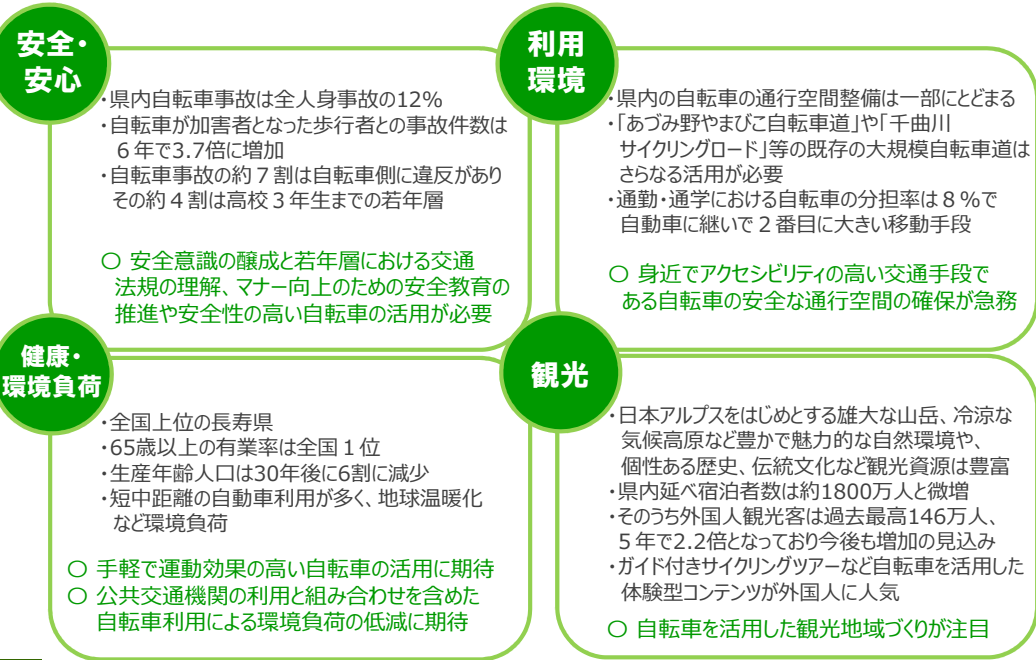
本計画は次の法に基づき、県の自転車利用の考え方及び自転車の活用の推進に関する施策の方向性と、その具体化のための措置を定めるものです。

- ・自転車活用推進法 第10条
- ・長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例 第11条

## 1 計画に関する基本事項

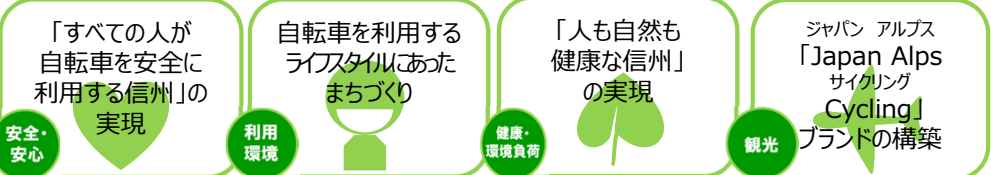
計画の対象区域	計画期間	計画を行う者
長野県全域	長期的な展望を視野に入れつつ 2022年度まで	長野県

## 2 自転車を取り巻く社会の動き(現状と課題)



## 3 目標と指標

自転車を取り巻く社会の動きを踏まえ、4つの目標を定めます



目標の達成状況を見る化するために、定量的な4つの指標を定めます



## 4 実施すべき施策・措置

目標の実現のため、それぞれの目標に応じた13の実施すべき施策( )内は具体的な措置の例)ならびに、長期的な視野に立った長野県の将来像を定めます

**実施すべき施策**

**安全・安心**

- 1 学校・事業所における交通安全教育を推進します。(学校における交通安全教育充実等)
- 2 自転車通行ルールを守る県民意識を高めます。(特に冬期の安全利用啓発等)
- 3 安全性の高い自転車の普及を促進します。(自転車貸付業者の登録制度等)
- 4 災害時における自転車活用を推進します。

○ 各年代での交通安全教育が充実し、安全基準に合致しきちんと整備され自転車が增加することに加え、歩行者・自転車・自動車等がお互いの立場を思いやり、安全・快適に道路を共有する「SHARE THE ROAD」の精神を踏まえた取組で、ますます安心して道路を通行できます。

**実施すべき施策**

- 5 自転車通行空間のネットワーク化と広域的な整備を推進します。
  - ・自転車専用通行帯や路面標示などによる市街地のネットワーク整備
  - ・県1周「Japan Alps Cycling Road」の整備(諏訪・北アルプス地域から先行着手)
  - ・千曲川サイクリングロード・あづみ野やまびこ自転車道といった既存自転車道リニューアル等
- 6 地域のニーズに応じた駐輪場の整備を促進します。
- 7 レンタルサイクル・シェアサイクルの普及を推進します。
- 8 違法駐車取締りを推進します。

○ まちなかでは、自転車のための路面標示や標識、駐輪場によるネットワーク化が進み、安全・安心に自転車を利用しやすくなります。

○ 日本アルプスの景観を核とした長野県1周モデルルート「Japan Alps Cycling Road」やリニューアルされた自転車道の利用により、山岳や高原など長野県の特徴を活かしたコースと、地域との触れあいを存分に楽しんでいただけます。

**実施すべき施策**

- 9 自転車による健康づくりを推進します。(信州ACEプロジェクト推進、自転車の機会増等)
- 10 環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。
- 11 豊かな自然環境と自転車が共存できる環境を構築します。(自然公園等におけるマウンテンバイクの適正な利用に向けた地域ルールづくり)

○ 自転車の健康増加効果への理解や、県内で多数開催される自転車の大会・イベントに参加することで、心も体も健康になります。

○ 日常の通勤通学や事業所での自転車利用、自然環境と共存したマウンテンバイクスポーツ等を通じ環境負荷の少ない「自然も健康な信州」になります。

**実施すべき施策**

- 12 サイクルツーリズムが楽しめる基盤づくりを進めます。(官民連携のサイクルツーリズム推進組織立上げ、一元的な情報発信ウェブサイトの構築等)
- 13 サイクルツーリズムの推進によるサービス産業の多様化・高付加価値化を進めます。

○ 自転車関連情報や地域の魅力の情報が一元的になり、手元で素早く取得できます。

○ サイクルトレインやサイクルバス、手荷物配送等新たなサービスの展開により手軽にサイクリングが楽しめるとともに、長期滞在しながら自転車で長野県を巡る観光客が国内外から訪れます。

○ 夏には涼しい高原、冬には雪の魅力に溢れるスキー場など、四季を通じ様々な形で、自転車を快適に楽しめます。(また、温泉や食、歴史文化など信州の魅力に合わせて体験できます。)

## 5 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

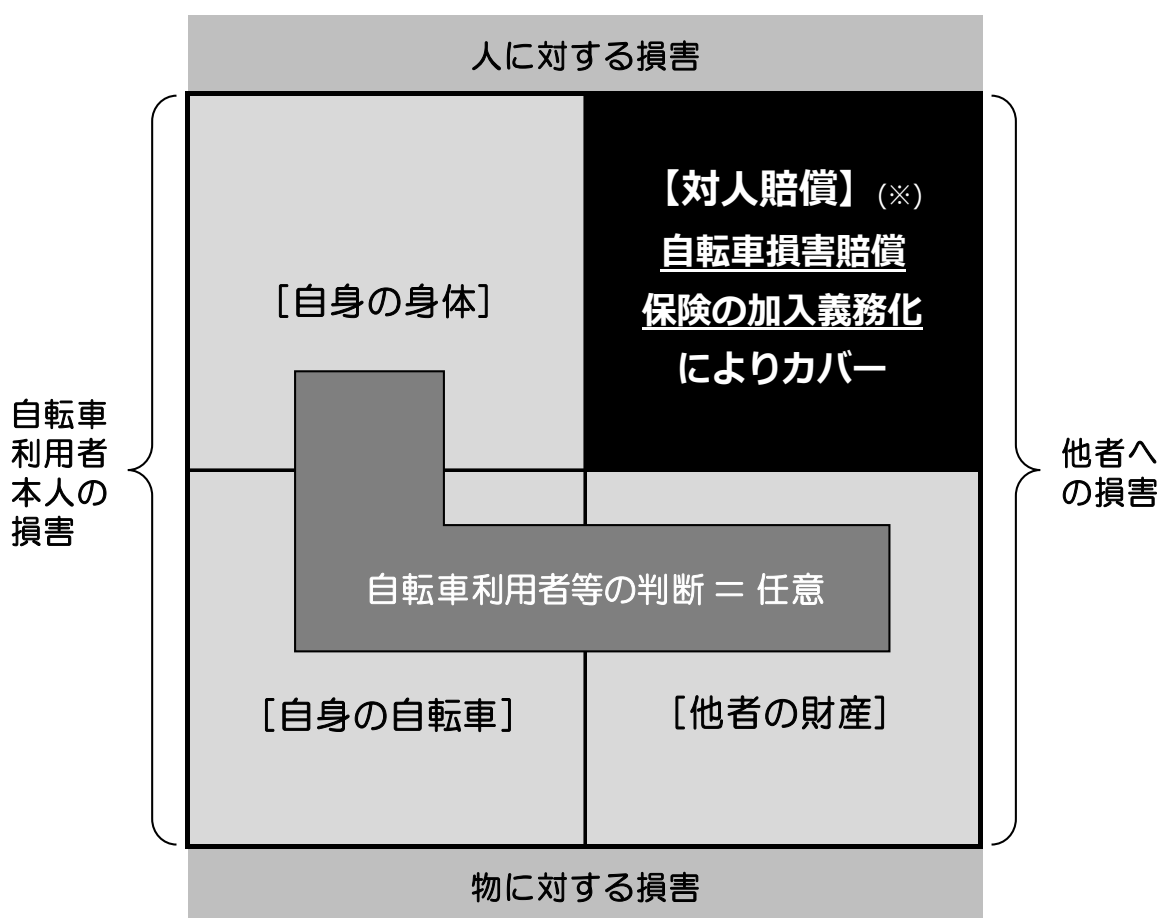
関係者の連携・協力	計画のフォローアップと見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村や関係団体が連携した自転車活用推進体制を構築</li> <li>・自転車損害賠償保険等の加入促進のための取組みもあわせて関係機関と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度計画のフォローアップを行い、その結果を公表</li> <li>・結果や社会情勢を踏まえ、必要な施策や措置について、柔軟に追加や更新を行うPDCAサイクルを設定し、適切に施策を推進</li> </ul>

## 自転車損害賠償保険等の加入義務化について

### 長野県が自転車損害賠償保険等の加入義務化により目指す姿

自転車利用者・保護者、事業者(事業活動において自転車を利用する事業者、自転車貸付事業者)が自転車損害賠償保険等に加入することにより、自転車事故によって生じた他人の生命・身体の被害(損害)に対する補償を確実に行うことで被害者を救済するとともに、加害者側の経済的破綻も回避し、安全・安心な県民生活を実現する。

### 自転車事故による損害の種類



(※) 自らが監護する幼児等を除く同乗者を含む。

### ※自転車貸付事業者の皆様

(自転車貸付事業者＝有償・無償を問わず、自転車を利用する者に対し、継続または反復して自転車を貸出す者)

「自転車貸付事業者は、自転車損害賠償保険等に加入している自転車による自転車の貸付けを行わなければならない。」となっている。(条例第14条第4項)

☆お客様ご自身の当該保険等への加入の有無によらず、貸し付ける自転車の安心を、保険で担保する必要があります。

(参考) 別添「自転車貸付事業者向け自転車損害賠償保険等 取り扱い事業者」をご覧ください。

# 自転車貸付事業者登録制度について

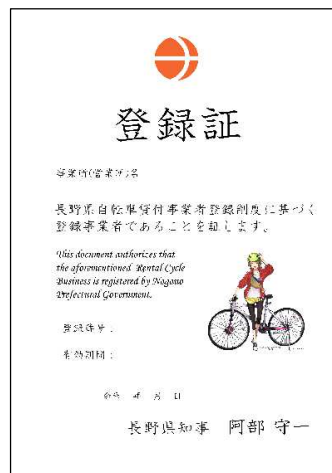
## 1 背景・趣旨

観光県に相応しい安全・安心なレンタルサイクルの利用環境を創出

- 自転車損害賠償保険等への加入促進
- 安全な貸付自転車の利用
- 登録事業者の発展支援

## 2 登録事業者のメリット

- ① 登録証等の交付(県登録事業者の表示)  
登録証・ステッカーを店頭に表示し、  
県民や来訪者に対して見える化が可能。
- ② 県公式ホームページ等による情報発信  
県公式ホームページ及び観光部が所管する  
サイクルツーリズム専用サイト等を通じた店舗の  
情報発信が可能。



<登録証・ステッカーのイメージ>

## 3 有効期間

3年間(更新可能)

## 4 申請方法

申請書、添付書類一式を、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課へ郵送又は持参にてご提出ください。

### 【登録基準及び添付書類】

	基準	要件	添付書類
1	自転車損害賠償保険等に加入している自転車の貸付け		保険等への加入状況(対象、保険期間)が分かる証券等の写し
2	借受者に対する自転車の安全な利用についての情報提供	・事業主及び従業員が自転車安全利用五則について理解していること。 ・借受者に対して、文書または口頭で自転車の交通ルール等の説明を行っていること。	
3	定期的な点検整備を行う体制の確保、記録簿の備え付け	・日々の貸出し業務開始前に、ブレーキ、前照灯、尾灯、後部反射器材、警音器などについて、従業員による点検整備が行われていること。 ・点検整備の実施状況が、記録簿により管理されていること。	貸付自転車の点検整備に関する記録簿の写し
4	適切な保管場所の確保	・保有する貸付自転車を保管するために必要な広さを持つ車庫や敷地が確保されていること。	貸付自転車の保管状況が分かる平面図及び写真
5	事故の被害を軽減する器具の貸付けを行う体制の確保	・乗車用ヘルメットをはじめとする負傷被害を軽減する器具の貸付けを行っていること。 ・13歳未満の児童及び幼児の利用に当たっては、乗車用ヘルメットの着用を促していること。	貸し付ける事故の被害を軽減する器具の状況が分かる写真